

## 米国関税措置・物価高により 影響を受けている中小企業者のみなさまへ

物価高騰対応融資を利用された豊橋市内の中小企業者の方は、「信用保証料補助金」「特別対策補助金」が申請できます

### ◆愛知県の対応融資メニュー（愛知県経済環境適用資金）

融資名 「略称」	愛知県経済環境適応資金・サポート資金（【経済対策特別】（米国関税措置・物価高対応枠） 「環特1 / 環特2」
対象者	<住所等要件> 県内に住所及び主な事業所を有する方
	<従業員要件> 建設業・製造業：300人以下、小売業：50人以下、卸売・サービス業：100人以下
	<その他要件> ・売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率のいずれかが減少している中小企業者 ・ <u>愛知県信用保証協会へ令和8年4月1日～令和8年9月30日までの期間に融資申込した分</u>
融資限度額	1億2,000万円
資金使途	運転・設備資金
融資期間/利率	3年以内～10年以内/1.8%～2.1% 据置1年以内

### ◆融資申込先

市内の取扱金融機関（その他条件がある場合があります。）

### ◆補助金申請期間

「環特1又は環特2」については、令和8年4月1日（水）より申請可能です。  
令和8年3月31日までの愛知県信用保証協会持込分は対象外となりますので、ご注意ください。

詳細はこちら↓

補助金については裏面をご覧ください



## 補助金 1 信用保証料補助金

### 【対象者】

- 豊橋市に住所及び主な事業所を有する方
- 愛知県「環特1又は環特2」の融資を利用された方

### 【補助額】信用保証料相当額の2分の1（融資額から回収額を減じた額の保証料相当額。1,000円未満切り捨て）

（限度額：融資額 1,250万円、融資期間 7年までの保証料相当額）

例）融資額 2,500万円 信用保証料額 20万円 融資期間 10年の場合

→信用保証料 20万円×（融資限度額 1,250万円/融資額 2,500万円）×（7年/10年）×1/2=3.5万円

### 【注意点】返済期日前に完済した場合、交付した補助金を返還していただく場合があります。

市外設備は補助対象外となります。

愛知県からの1/2補助はございません。

## 補助金 2 特別対策補助金

### 【対象者】

- 豊橋市に住所及び主な事業所を有する方
- 愛知県「環特1又は環特2」の融資を利用された方

### 【補助額】融資額の1%（融資額から回収額を減じた額の1%。1,000円未満切り捨て）

（限度額：融資額 1,250万円まで）

例）融資額 2,500万円の場合

→融資限度額 1,250万円×1%=12.5万円

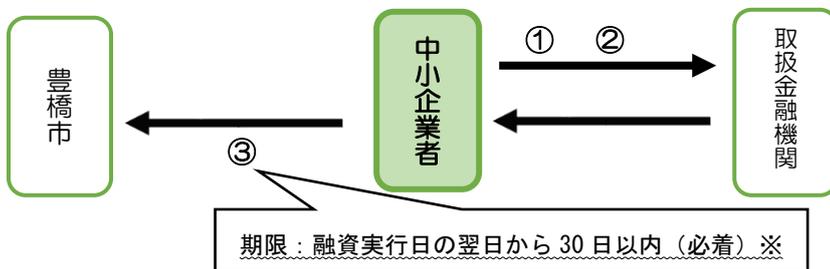
### 【注意点】返済期日前に完済した場合、交付した補助金を返還していただくことはありません。

（ただし、補助金交付から1年以内に完済した場合は、補助金全額を返還していただきます。）

市外設備は補助対象外となります。

### 補助金の申請の流れ（補助金1、2共通）

#### <愛知県「環特1又は環特2」利用された方>



- ① 「補助金申請書」を豊橋市のホームページからダウンロード又は取扱金融機関でもらう
  - ② 融資実行後、取扱金融機関に「補助金申請書」の必要事項を記入、押印を依頼
  - ③ 必要書類を添えて、市に「補助金申請書」を提出
- ※ 提出は郵送でも結構です。

#### ◎必要書類（補助金1、2ともに共通）

- ・「信用保証書」の写し
- ・補助金振込先が確認できる通帳等の写し
- ・回収を伴う場合は、回収金額の計算明細書の写し

（注）必要書類は補助金の申請書ごとに一部ずつ添付してください